

■議案第52号 四万十町大正大奈路集会所に係る指定管理者の指定について

【要旨】

地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者による管理を行っている本施設の指定期間が平成28年3月31日をもって満了するため、引き続き指定管理者による管理を実施することとし、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により指定管理者の候補者として「四万十町大正大奈路地区」を選定したので、同団体を指定管理者に指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地

施設の名称 四万十町大正大奈路集会所

施設の所在地 四万十町大正大奈路714番地1

2 指定管理者に指定する団体の名称及び住所

団体の名称 四万十町大正大奈路地区

団体の所在地 四万十町大正大奈路

3 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

4 公募によらない理由及び指定管理者の候補選定理由

四万十町大正大奈路集会所は、産業の振興、集落環境の改善及び住民福祉の向上を図るため、地元地域をはじめ、北部地域の住民が利用する大正大奈路地区内にある施設です。

この施設は、平成18年9月1日より四万十町大正大奈路地区を指定管理者として指定し、指定管理業務に当たってきました。指定管理期間中は、当該施設の効用を最大限発揮し、安定的な管理運営が実施されていると判断されるため、引き続き同団体を四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、指定管理者の候補者として選定します。

■議案第53号 四万十町瀬里集会所に係る指定管理者の指定について

【要旨】

地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者による管理を行っている本施設の指定期間が平成28年3月31日をもって満了するため、引き続き指定管理者による管理を実施することとし、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により指定管理者の候補者として「四万十町瀬里地区」を選定したので、同団体を指定管理者に指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地

施設の名称 四万十町瀬里集会所

施設の所在地 四万十町瀬里53番地2

2 指定管理者に指定する団体の名称及び住所

団体の名称 四万十町瀬里地区

団体の所在地 四万十町瀬里

3 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

4 公募によらない理由及び指定管理者の候補選定理由

四万十町大正瀬里集会所は、産業の振興、集落環境の改善及び住民福祉の向上を図るため、近隣地域の住民が利用する瀬里地区内にある施設です。

この施設は、平成18年9月1日より四万十町瀬里地区を指定管理者として指定し、指定管理業務に当たってきました。指定管理期間中は、当該施設の効用を最大限発揮し、安定的な管理運営が実施されていると判断されるため、引き続き同団体を四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、指定管理者の候補者として選定します。